

## よくあるご質問 Q&A ～保育料の一部貸付金～

### 1 条件について

- ① 保育料の一部貸付金を利用したいが、貸付期間の途中から産育休に入る予定があるのがわかっているにもかかわらず貸付を受けることはできますか？ → 貸付決定した場合は、貸付を受けることはできませんが、産育休に入られた時点で送金ストップとなります。また産育休明けに保育料の一部の貸付を再スタートするか、辞退して新たに申し込むか、産育休明けに決めていただけます。ただし、再度申し込んだ場合は、申請が通るとは限りません。

### 2 貸付額について

- ① 保育料の一部貸付金はどのように支払われますか？ → 保育料の一部の貸付は精算払いのため、改定通知をいただき、精算された金額を半年ごとに指定された口座へ振り込みます。【4月から8月分、9月から翌年3月分】
- ② 保育料の一部の貸付金は、子どもが2人いた場合、子どもごとの月額半額ですか？ → 保育料の一部の貸付は、借受人様が支払う金額の半額かつ27,000円以下となります。  
子どもが2人いた場合、保育料の高い方の半額ですか？ → 例：上のお子様の保育料50,000円＋下のお子様の保育料25,000円＝75,000円÷2＝37,000円＞上限27,000円 月額27,000円の貸付となります。
- ③ 保育料の一部は第1子の産育休明け、また第2子の産育休明けと、1人1人につき借りられますか？ → 産育休明けごとに申し込めますが、上のお子様の貸付中に申し込む場合は、上のお子様の貸付を辞退していただかなければなりません。  
また借受人1人が支払う額への貸与であるため、例えばお子様2人を保育所等へ預けている場合、貸与額は月額のお子様2人分の保育料の半額かつ最大27,000円まで貸付可能です。

### 3 提出物について

- ① 保育料の一部貸付金と就職準備金両方を借りたい場合、提出書類で被る物（例えば、印鑑登録証明書）は1部でよいですか？ → 保育料の一部貸付金と就職準備金各々に提出は必要ありません。被る書類は1部のみ提出で結構です。ただし、申請書は様式が異なるので各々提出が必要です。
- ② 保育士証が旧姓のまま氏名変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか？ → 申請時は、現在お持ちの保育士証の写しをご提出ください。それと保育士証の氏名変更中とわかるもの（保育士証氏名変更申請書の写し）または、氏名変更した旨がわかる書類（免許証の【表・裏】の写し、戸籍抄本の写し等）を付けて提出してください。ただし、必ず保育士証の氏名変更手続きをとって下さい。また新たな保育士証が届き次第、そちらの写しを直ちに提出してください。

### 4 連帯保証人について

- ① 連帯保証人は必ず1名たてなければならぬですか？ → 連帯保証人は必ず1名（配偶者可能）必要です。連帯保証人になれるのは、課税されている成年者  
また配偶者は連帯保証人になれますか？ → （多額の負債や破産手続き等法的整理中でないこと）となります。
- ② 保育料の一部貸付金と就職準備金両方を借りたい場合、連帯保証人は同一人物でよいですか？ → 保育料の一部貸付金と就職準備金を併用貸与希望の場合、連帯保証人は同一人物でもなれます。